

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした場合、申請すると町の補助を受けることができます。

- 対象要件**
- ①町内に住所を有し、在宅で生活している
 - ②介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定されている
 - ③世帯の全員が市町村民税非課税



対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事

補助金の交付額 介護保険の給付を超える部分について**最大80万円**が補助対象基準額
※補助率は2／3、補助上限額は53万3千円
※交付は、現在お住まいの住宅に対し、原則1回限りです。

その他 **工事着手前に申請が必要です。**
申請は随時受け付けています(予算が無くなり次第、終了)。

申請・問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 ☎ 0859-68-5535

家族介護用品購入費を助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えのできる引換券を交付します。

支給額 **月額7,000円**(引換券を交付します。)

引き換えのできる介護用品

大人用紙おむつ、尿取りパット、使い捨て介護用手袋、清拭材、ドライシャンプーなど



対象者 次のすべての条件を満たしている人を介護している家族の人

- ・要介護認定において要介護4または5と判定された人
- ・在宅で介護を受けている人
- ・市町村民税が非課税世帯の人

※介護している別居の家族も支給対象者になることができますが、その世帯も市町村民税非課税の場合に限ります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院されている場合は、対象となりません。

その他 助成を受けるには申請が必要です。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室 ☎ 0859-68-5535